

# 高知憲法速報

No.285 2012. 4. 19

発行:高知憲法会議事務局 088-872-3406

編集人 事務局 徳弘嘉孝

## 4月14日「原発をなくす高知県民連絡会」発足

これまで高知県内では「原発さようなら 3・11 高知県民のつどい」を 1100 人参加で成功させるなど、様々な団体・個人の運動を持ち寄って共同の運動を広げてきました。4月14日午後、高知市棧橋通りのアスパル高知に 140 名が参加して「原発をなくし、自然エネルギーを推進する高知県民連絡会(略称; 原発をなくす高知県民連絡会)」結成総会を開きました。

総会はグリーン市民ネットワーク高知の外京ゆり共同代表が司会。高知県平和委員会の徳弘嘉孝理事長が経過報告を兼ねた開会挨拶。高知県平和運動センターの山崎秀一議長が情勢、会の性格と運動の課題、申し合わせ事項、役員案などを一括して提案し、討論の後、原案通り承認されました。伊方原発差し止め訴訟弁護団長の薦田伸夫弁護士が「伊方原発訴訟」について講演。「大飯原発・伊方原発の再稼働を許さない特別決議」を採択。平和な未来を考える高知の会の田村和之代表が開会の挨拶を行いました。

70年代末の佐賀や窪川での原発反対闘争以来、それぞれの団体が運動してきましたが、津野町・東洋町で核廃棄物最終処分場の誘致を阻止しました。3・11の原発事故を契機に立場の違いを超えた県内での運動体を作ろうと準備を進め、話し合いを重ねた結果この日の結成に至りました。

福島原発は冷却水注入によりかろうじて温度を維持、4号機の核燃料プールの余震による建屋崩壊の危険、汚染水放出など、とても「事故収束」といえる段階ではありません。政府は「暫定安全基準」なるものを確認し、大飯原発や伊方3号機の再稼働を強行する可能性が出ています。また「震災瓦礫広域処理」のキャンペーンを強めていますが、各地の焼却施設には放射性廃棄物を処理する能力はなく、焼却灰の処理方法も未確立です。100ベクレルをクリアランスレベルとしてきたものを8000ベクレルまで可能とする2重基準についても解明されていません。原発労働者の被曝も深刻です。原発安全神話も「電力不足に陥る」との宣伝も

崩壊しました。「核と人類は共存できない」ことが明らかになった今、すべての原子炉を停止・廃炉とし、原子力に依存したエネルギー政策を抜本的に見直すことが求められています。すべての廃炉が実現しても、使用済み核燃料の厳重な管理とその処分方法の確立は重要な課題です。

共同代表に外京ゆり、谷脇和仁、山崎秀一の3氏。世話人に徳弘嘉孝、土居保夫、田村和之、松尾美絵、城下秀二の5氏を決めました。

昨年12月8日に伊方原発の運転差し止めを求める訴訟が提起され、3月28日には第2次提訴、合わせて622名の原告団(高知県内は140人)が立ちあがっています。薦田弁護団長講演の要旨は次の通りです。

伊方1号炉の訴訟で推進側は事故は百万年に1回おこるかどうかの確率といていたが、スリーマイル島、チェルノブイリ、福島が32年の間に3件発生しているから約10年に1回となる。原発事故の被害は1957年アメリカで試算され、日本でも1960年に日本原子力産業会議が報告書を作成、その試算結果の被害があまりにも甚大でマル秘扱いとなった。被害を試算し、事故に備えた原子力損害賠償法を制定しながら国や電力事業社は根拠のない安全神話を流し、国民を騙し続けてきた。福島事故を小さく見せようとしているが、3号機は核爆発ではないか、4機合わせるとチェルノブイリを超えるという学者もいる。日本は四つのプレートがぶつかり合う地震国であり、原発立地審査指針にも適合しない。浜岡原発は東海地震の震央に位置しており最も危険、次いで危ないのが若狭湾沿岸の原発群、それと危険性を競い合うのが伊方原発だ。岡村高知大学教授は土佐市の蟹ヶ池の調査などからM9クラスの超巨大地震の危険を指摘。昨年12月内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の巨大地震規模の中間とりまとめ報告は震源域を2倍に拡大、伊方原発も震源域に入った。伊方原発の北約6キロに全長1000キロを超える中央構造線が走り、前の大地震から2000年が経過しており巨大地震が発生する危険がある。福島では制御棒を挿入する時間的余裕があったが、伊方では制御棒が挿入されるまでにS波が到達して「止める」ことに失敗する危険がある。伊方で事故が発生すれば瀬戸内海は死の海になり、大気中に放出された放射性物質により住民が被曝する。西側の住民は避難できない。勝訴判決で伊方原発をとめたい。